

# 官民データ活用推進基本計画（案）について

資料 2 - 1

## 1. 概要

官民データ活用推進基本法第8条の規定に基づき、官民データ活用の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針等について政府が定める計画（閣議決定）である。

計画の案は、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）の下に置かれた「官民データ活用推進戦略会議」（議長：内閣総理大臣）が作成する。

## 2. 委員会との関係

官民データ活用推進基本計画の案を作成する際は、個人情報保護委員会の意見を聴くこととされている（第21条第4項）。また、個人に関する情報をその内容に含む官民データ活用の推進に関する重要事項について、個人情報保護委員会との緊密な連携を図ることとされている（第21条第6項）。

## 3. 今年度の官民データ活用推進基本計画の内容

個人情報保護委員会・個人情報に関連する施策は、基本的に昨年度の官民データ活用推進基本計画の内容を踏襲したものとなっている。このほか、各府省の施策として下記の事項が登録されている。

- ・都市計画に関するデータの利用環境の充実（P53）
- ・いわゆる情報銀行やデータ取引市場等の実装に向けた制度整備（P63）
- ・データ活用ビジネス促進のための事例集等の作成（P64）
- ・健康・医療・介護等データの流通・利活用環境の実現（P64-65）
- ・匿名加工医療情報の作成に関する認定制度の整備（P65）
- ・地域におけるデータ利活用の環境整備（P102）
- ・国際的なデータ流通環境の整備に向けた、日米インターネットエコノミー政策協力対話、日EU間でのデータエコノミーに関する対話やG7等の場を通じた、諸外国との協調の推進。（P103）

## 4. 今後の見通し

6月上旬 IT戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定・閣議決定（予定）

## ○官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）

（基本理念）

第三条 官民データ活用の推進は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第百四十四号）及びサイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）その他の関係法律による施策と相まって、個人及び法人の権利利益を保護しつつ情報の円滑な流通の確保を図ることを旨として、行われなければならない。

（官民データ活用推進基本計画）

第八条 政府は、官民データ活用の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、官民データ活用の推進に関する基本的な計画（以下「官民データ活用推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 官民データ活用推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針

二 国の行政機関における官民データ活用に関する事項

三 地方公共団体及び事業者における官民データ活用の促進に関する事項

四 官民データ活用に関し政府が重点的に講ずべき施策

五 前各号に掲げるもののほか、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項

3 官民データ活用推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

4 第二十三条第三項の規定により同項の重点分野が指定されたときは、当該重点分野において講ずべき施策を、第二項第四号の官民データ活用に関し政府が重点的に講ずべき施策として、第一項の規定により官民データ活用推進基本計画において定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、官民データ活用推進基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 政府は、官民データ活用推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

7 政府は、官民データ活用に関する情勢の変化を勘案し、及び官民データ活用の推進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、毎年度、官民データ活用推進基本計画の見直しを行い、必要が生じたときは、変更を加えるものとする。

8 第五項及び第六項の規定は、官民データ活用推進基本計画の変更について準用する。

9 政府は、官民データ活用推進基本計画について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（個人の関与の下での多様な主体による官民データの適正な活用）

第十二条 国は、個人に関する官民データの円滑な流通を促進するため、事業者の競争上の

地位その他正当な利益の保護に配慮しつつ、多様な主体が個人に関する官民データを当該個人の関与の下で適正に活用することができるようにするための基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(設置)

第二十条 官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部に、官民データ活用推進戦略会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務等)

第二十一条 会議は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第二十六条第一項第二号及び第三号に掲げる事務並びに第二十三条第三項の規定により同条第一項に規定する議長の権限に属する事務をつかさどる。

2 第二十三条第一項に規定する議長は、前項に規定する事務（官民データ活用の推進に関する施策で重要なものの実施の推進に限る。）のうち施策の評価に係るもの及び第二十六条第一項に規定する協力の求めに係る事務を第二十五条第二項第二号に掲げる者をもって充てる同条第一項に規定する議員に行わせることができる。

3 前項に規定する議員は、同項に規定する事務を行う場合において、必要があると認めるときは、第二十三条第一項に規定する議長に対し、当該事務に関し意見を述べることができる。

4 会議は、官民データ活用推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、サイバーセキュリティ戦略本部及び個人情報保護委員会の意見を聴かなければならない。

5 前項の規定は、官民データ活用推進基本計画の変更の案の作成について準用する。

6 会議は、個人に関する情報をその内容に含む官民データ活用の推進に関する重要事項について、個人情報保護委員会との緊密な連携を図るものとする。